

意見案第4号 義務教育等学習機会の充実に関する法整備を求める意見書

[24.12.21 文教委員長 千葉 英守 提出/24.12.25 原案可決]

戦中、戦後の混乱期に貧困のため家業や家事の手伝いをすることなどにより、学ぶ機会を奪われた義務教育未修了者については、正確な数字は把握されていないところであるが、一説には全国に70万人とも100万人いるとも言われている。

夜間中学は、そのような学齢期に義務教育を終えることができなかった人たちが、学習機会を得る場所であるが、こうした公立の夜間中学については、現在、東京、神奈川などの首都圏、大阪、京都などの近畿圏、広島等の8都府県に35校設置されているだけであり、経済的な理由や近くにそうした施設がないという理由で、「学びたくても学べない」人たちがいまだ多くいるのが現状である。

その中で、学びたいという当事者の要望にこたえ、ボランティアの運営による自主夜間中学が全国で少なくとも26校、北海道でも4校開設され約230人が学んでおり、近年では、こうした戦中、戦後の混乱などのため小学校で十分に学ぶことができなかった高齢者のほか、生活に必要な知識を習得する場として、いじめなどを理由に不登校となり義務教育を修学できなかった若者や結婚などで日本国籍を取得した外国人の受講もふえてきている。

しかしながら、自主夜間中学においては、授業の充実のための会場確保や施設設備の問題、教材に係る費用など、財政面を初め多くの問題がある。

よって、国においては、学習する機会が失われた者がその希望するときに再び学習する機会が与えられることなど学習機会の充実資するため、学校教育の環境の整備に関する基本方針を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにする法整備を行うとともに、必要な財源措置を早急に図るよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

平成24年12月25日

衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 総務大臣 財務大臣 文部科学大臣
各通